

水質モニタリング方式効率化指針 ー抜粋ー

平成11年4月

環境庁水質保全局長通知

第3章 モニタリング方式の効率化の方向

第1節 調査地点の効率化について

1) 調査地点の見直し

公共用水域の効率的なモニタリングを行う観点から、汚濁源の状況や他地点との位置関係等も考慮しながら調査地点・調査項目を絞り込む等、効率的な調査地点の選定を行っていくことが望まれる。なお、汚濁源に関する情報を常時収集し、汚濁源の新規立地等があった場合には、再度調査地点について見直しを実施する。

2) 地点のローリング調査の導入

健康項目において長年検出されておらず、さらに、水域周辺の汚濁源の状況から見て、今後とも検出される可能性が極めて少ないと思われる場合には、調査地点について数年で一巡するようなローリング調査の導入により効率化を図る。

この場合、これまでの調査結果と合わせて経年的な変化を把握する観点にも配慮して調査計画を策定する必要がある。

第2節 調査項目の効率化について

1) 使用実態による調査時期・調査項目の絞り込み

農薬等の使用時期が限定されている項目については、使用実態により調査時期・調査項目を絞り込むことで効率化が図られる。

2) 項目のローリング調査の導入

長年検出されておらず、さらに、水域周辺の汚濁源の状況から見て、今後とも検出される可能性が極めて少ないと思われる項目については、数年で全調査項目を一巡するようなローリング調査の導入により、1年あたりの調査項目数を削減することが可能である。この場合においても、分析工程が共通する項目を同一年に調査することにより、更に効率化が可能となる。

第3節 調査頻度の効率化について

1) 調査時期の見直し

分析工程が共通する項目については、調査に支障のない限り同じ月にサンプリング・測定を実施し、検体数がある程度まとまるように選定する等の効率化を図る。

2) 長年検出されない場合の調査頻度の見直し

長年検出されない場合は、調査頻度を減らすことでモニタリングの効率化を図っていくことが可能である。なお、この場合もこれまでの調査結果と合わせて経年的な変化を把握する観点にも配慮して調査計画を策定する必要がある。

(以下 略)

環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び
水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準 一抜粋一

平成13年5月（平成17年、平成18年、平成20年改正）

環境省環境管理局水環境部長通知

第2 水質汚濁防止法関係

2. 測定計画（法第16条関係）

公共用水域及び地下水の水質測定計画は次によることとし、測定計画の作成に当たっては、環境基本法第43条に定める機関において、これについて審議を行うよう努められたい。

（略）

②効率化に関する考え方

ア. 測定地点についての効率化

（ア）汚濁源の状況に応じて測定地点を絞り込むことができる。

（イ）汚濁源の少ない水域においては数年で測定地点を一巡するようなローリング調査の導入等を図ることができる。

（ウ）測定地点間の位置関係を考慮して効率化することができる。

（エ）生活環境の保全に関する環境基準項目の通日調査については、測定データが十分に蓄積された場合は、利水状況や発生源の状況を考慮しつつ、測定地点を絞り込むことができる。

イ. 測定項目についての効率化

（ア）検出される可能性が少ないと思われる項目については、数年で測定項目を一巡するようなローリング調査の導入等を図ることができる。

（イ）農薬等については、使用実態を勘案し測定項目を絞り込むことができる。

ウ. 測定頻度（時期）についての効率化

（ア）農薬等については使用時期等を考慮して測定時期を弾力的に設定することができる。

（イ）分析作業の効率化の観点から測定時期を選定することができる。

（ウ）人の健康の保護に関する環境基準項目は長年検出されない場合、測定頻度を絞り込むことができる。

（エ）通日調査以外の調査については、測定データが十分に蓄積された場合は、利水状況や発生源の状況を考慮しつつ、1日の採水分析の頻度を減ずることができる。

（以下 略）